

訓子府町から転出される方へ～各種手続きのお知らせ～

他の市町村に転出するときは、あらかじめ「転出の手続き」が必要です

転出の届け出時には、届け出をする方の本人確認ができるもの（運転免許証など顔写真付きのもの）をお持ちのうえ、町民課で届け出をしてください。

また、マイナンバーカードを所有している方は、マイナポータルから「引越し手続オンラインサービス」での届け出が可能です。詳しくは右記QRをご覧ください。

なお、まだマイナンバーカードをお持ちでない方は、町民課で申請サポートも行っていますので作成をご検討ください。

オンラインで転出の届け出をした方も次の手続きは必要です。詳しくは、担当課へお問い合わせください。



■高齢者ハイヤー利用サービス、路線バス高齢者利用支援事業に登録されている方

- 高齢者交通利用サービス登録証⇒返還
- ハイヤー・バスの各利用券⇒返還

問合せ 政策推進課企画広報係 (☎ 47-2115)

■印鑑登録をしている方

- 転出（予定）日で自動的に訓子府町の登録は廃止されます
- 印鑑登録証（赤い手帳）⇒返還

■マイナンバーカード（顔写真付きのカード）を持っている方

- 訓子府町での手続きはありませんが、転出先で手続きがあります（カード交付時に登録した数字4桁の暗証番号が必要になります）
- マイナンバーカード（顔写真付きのカード）

問合せ 町民課戸籍年金係 (☎ 47-2203)

■スクーター、トラクター、フォークリフト、125cc未満のバイクなどを所有している方

- 住所変更または廃車の届け出が必要です
- 廃車する車両のナンバープレート⇒返還
- 印鑑

問合せ 町民課町民税係 (☎ 47-2193)

■犬を飼っている方

- 訓子府町での手続きはありませんが、転出先で手続きをしてください。犬を誰かに譲るときは、飼い主の変更が必要です

問合せ 町民課町民生活係 (☎ 47-2203)

■公営住宅に入居されている方

- 公営住宅の退居届が必要です
- 入居者の印鑑
- 本人の金融機関の口座番号が分かるもの（できれば通帳）

問合せ 住宅施設課住環境係 (☎ 47-2117)

■上下水道をご利用の方

- 転出日、転出先をお知らせください

問合せ 上下水道課業務係 (☎ 47-2118)

■小中学生のお子さんの転校手続き

- 在学中の学校で「在学証明書」と「教科書給与証明書」を受け取ってください

問合せ 教育委員会管理課教育推進係 (☎ 47-2122)

■国民健康保険に加入している方

- 国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ⇒返還
- 印鑑

■後期高齢者医療制度に加入している方

- 後期高齢者医療資格確認書⇒返還
- 本人の金融機関の口座番号が分かるもの（できれば通帳）

■重度心身障害者、ひとり親家庭等、子ども医療費助成制度に該当している方

- 受給者証⇒返還
- 印鑑

問合せ 福祉保健課医療給付係 (☎ 47-5555)

■児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受けている方

- 印鑑
- 通知カードまたはマイナンバーカード（顔写真付きのカード）
- 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書

■在宅福祉サービスを受けている方

- 印鑑

問合せ 福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-5555)

■介護保険第1号被保険者の方（65歳以上）

- 介護保険被保険者証⇒返還
- 本人の金融機関の口座番号が分かるもの（できれば通帳）

問合せ 福祉保健課介護保険係 (☎ 47-5555)

■妊婦（産婦）一般健康診査受診票の交付を受けている方

- 妊婦一般健康診査受診票、産婦一般健康診査受診票⇒返還

問合せ 福祉保健課健康増進係 (☎ 47-5555)

■温泉保養センター「ことぶき利用券」を持っている方（65歳以上）

- ことぶき利用券（白い券）⇒返還

問合せ 農林商工課経済振興室 (☎ 33-5008)